

## 西宮市福祉タクシー派遣事業運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、電車、バス等一般の交通機関を利用することが困難な在宅の重度身体障害者・児及び重度知的障害者・児、精神障害者・児並びに高齢者に対して、居宅と医療機関及び公共施設等（以下「医療機関等」という。）との移動手段として、普通タクシー又はリフト付タクシー（以下「福祉タクシー」という。）を派遣することにより外出を支援し、福祉の向上を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、西宮市とする。ただし、福祉タクシーの派遣業務については、市長が適当と認める特定自動車運送事業者（以下「指定事業者」という。）に委託するものとする。

### (利用対象者)

第3条 この要綱により、福祉タクシーを利用することができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により西宮市の住民として記録され、かつ、当該住所地に居住している者。但し、当該住所地に居住できない特別の事由がある場合で、市長が正当な事由と認めるときは、その西宮市内の居住地を住所とみなす。
- (2) 当該年度中につきのいずれかに該当し、一般の交通機関を利用することが困難な者
  - ① 身体障害者手帳所持者で障害の区分及び障害の程度が別表に定める者又は療育手帳所持者で障害の程度が「A」の者又は精神障害者保健福祉手帳所持者で障害の程度が1級の者
  - ② 介護保険法（平成9年法律第123号）及び要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）の規定により要介護4又は5に認定された65歳以上の高齢者、又は要介護認定を受けていないがこれに相当すると市長が認めた者（以下「高齢者」という。）
  - ③ 「西宮市リフト付自動車派遣事業運営要綱第3条」の規定に基づき、平成15年9月30日までに登録された者
- (3) 初乗制福祉タクシー派遣事業の登録者でないこと
- (4) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定される第1種及び第2種社会福祉事業によって設置された施設（以下、社会福祉施設という。）の入所者又は入居者でないこと
- (5) 入院中でないこと
- (6) 西宮市在宅重度身体障害者自動車ガソリン費用助成の受給者でないこと
- (7) 原則として、介助者1人が添乗することができる者

### (利用対象者の登録)

第4条 福祉タクシーを利用することができる者は、派遣登録申請をし、審査の上、登録された者（以下「登録者」という。）とする。

### (登録の取消し)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用券の返還を命じ、登録を取消し、又は以後の利用券の交付を停止することができる。

- (1) 登録者が死亡したとき
- (2) 第3条に規定する利用対象者に該当しなくなったとき
- (3) 偽り、その他不正な手段によって利用券を使用し、福祉タクシーを利用したとき

### (利用開始日)

第6条 福祉タクシーの利用開始日は、登録した日の翌日とする。

### (利用券の交付)

第7条 第4条に規定する登録者に西宮市福祉タクシー利用券（以下「利用券」という。）を交付する。

- 2 前項の規定により交付する利用券は、1箇月当たり4枚とし、利用開始日の属する月からの当該年度分を一括交付するものとし、48枚を限度とする。ただし、利用開始日の属する月の枚数は日数割により算定し、端数を切り上げた枚数とする。

(利用券の有効期間)

第8条 利用券の有効期間は、交付した日の属する年度の末日までとする。

(利用方法)

第9条 登録者で福祉タクシーを利用しようとする者(以下「利用者」という。)

は、利用券の表紙に表示するタクシー会社のタクシーを利用することができる。

2 利用者は、利用しようとする日の14日前から前日までに、タクシー会社に予約しなければならない。

3 利用者が、障害者割引の適用を受ける場合には、福祉タクシーの乗車時に利用券とともに身体障害者手帳等を携行し、乗務員の求めに応じてこれを提示しなければならない。

4 利用者は、利用料金の支払い時に、利用時間及び目的地等を確認の上、1利用につき1枚の利用券を、指定事業者を経由して市長に提出しなければならない。

(市助成額)

第10条 1回当たり利用料金に対する市助成額は次のとおりとする。

(1) 西宮市支所設置条例の規定に基づく塩瀬・山口支所の所管区域内に住所を有する者にあつては、4,000円以内とする。

(2) 西宮市の市域内に住所を有する前号以外の者にあつては、2,000円以内とする。

(利用者負担)

第11条 次の各号については、利用者負担とする。

(1) タクシー料金(身体障害者手帳等の提示により障害者割引を受けられる場合は割引後の料金)の1割相当額(10円未満の端数を切り捨てた額)

(2) 前条に規定する市助成限度額を超えるタクシー料金(身体障害者手帳等の提示により障害者割引を受けられる場合は割引後の料金)の額

(3) 有料道路の通行料金

(派遣対象事由)

第12条 福祉タクシーの派遣対象となる事由は、次の各号に該当する場合で、第3条第1号に規定する住所地と往復する場合又は各号の市内にある施設間を移動する場合とする。

(1) 医療機関へ受診などで行く場合

(2) 国、地方公共団体の提供する公共の建物を利用するために行く場合

(3) 医療・機能回復訓練施設へ通う場合

(4) 社会福祉施設の面接、入所のための手続きに利用する場合

(5) 美術館・博物館等文化・スポーツ施設へ行く場合

(6) 学校へ面接・懇談・参観等で行く場合

(7) 市内の鉄道駅へ行く場合(往路に限る。)

(8) 預金取扱等金融機関(銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合及び信用協同組合連合会、農林中央金庫、信用農業協同組合、信用漁業協同組合)に行く場合

(9) その他市長が特に必要と認めた場合

2 前項の規定は、次の各号の場合には適用しない。

(1) 学校、幼稚園等への通学通園

(2) 社会福祉施設等への通所

(3) 各施設への通勤

(利用区域)

第13条 福祉タクシーの派遣を受け、普通タクシーを利用する場合において、西宮市域以外への派遣は往路に限るものとする。ただし、次の各号に規定する場合の区域は、復路も利用できるものとする。

(1) 第10条第1号に掲げる者については、神戸市北区、宝塚市及び三田市からの復路

(2) 第10条第2号に掲げる者については、尼崎市、芦屋市及び宝塚市からの復路

2 リフト付タクシーを利用する場合において、西宮市域以外への派遣は、大阪市、神戸市、尼崎市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町の往路と復路に限るものとする。

(紛失、破損等)

第14条 利用券は、再交付しない。ただし、破損又は汚損した場合については、破損又は汚損した利用券と同一枚数を再交付することができる。

(譲渡の禁止)

第15条 登録者は、利用券を他人に譲渡してはならない。

(利用券の返還等)

第16条 次の各号のいずれかに該当するときは、登録者又はその代理人は速やかに利用券を市長に返還しなければならない。なお、その事由が生じた日に返還があったものとみなすものとする。

(1) 第5条の規定により登録が取消しになったとき

(2) 利用券の有効期間が経過したとき

(3) その他利用券が不用になったとき

(調査)

第17条 市長は、必要があると認めるときは登録者に対し、説明を求め、又は調査を行うことができる。

(様式)

第18条 申請書その他書類の様式は、別に定める。

(補則)

第19条 この要綱に関し、必要な事項は別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成15年10月1日から実施する。

(経過措置)

平成15年9月30日現在においてリフト付自動車の登録者については、第10条第1項及び同条第2項に規定する利用者負担に関する規定は、平成16年4月1日から適用する。

2 平成14年4月1日実施の西宮市福祉タクシー派遣事業運営要綱及び平成13年4月1日実施の西宮市リフト付自動車派遣事業運営要綱は廃止する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

別表

身体障害者の予約制福祉タクシーの利用対象者

障害の区分		障害の種別	障害の程度	
視 覚 障 害		1 種	1 級及び2 級	
肢 体 不自由	上肢不自由		1 級	
	下肢不自由及び体幹不自由		1 級及び2 級	
	乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害		上肢機能障害	1 級
			移動機能障害	1 級及び2 級
内部障害	心臓機能障害		1 級	
	腎臓機能障害			
	呼吸器機能障害			
	ぼうこう又は直腸機能障害			
	小腸機能障害			
肝臓機能障害				